


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市嘱託員の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について					
	て	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>1) 改正の要旨 年次有給休暇の付与日数に関する規定について、所要の見直しを行うものである。</p> <p>2) 主な改正点 嘱託員の年次有給休暇（第8条関係）について、付与日数を別表第1で定めているが、1週間あたりの所定の勤務日数が4日以下の嘱託員で、1週間あたりの所定の勤務時間数が30時間以上のものについては、「1週間あたりの所定の勤務日数 5日」の項に規定する日数を適用する。 更新回数終了後に、引き続いて嘱託員として委嘱された者については、年次有給休暇の付与日数の算定にあたり、別表第1の勤務年数に引き続き算定するものとする。また、年次有給休暇の繰り越しについても、更新時と同様の取扱いとする。</p> <p>3) 施行日 市長決裁日</p> <p>4) 影響及び効果 正規職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員等、他の職員との均衡がより図られることになる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。